

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の撤廃・緩和



● 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、35の国・地域で輸入規制を撤廃、19の国・地域で輸入規制を継続）。

◇ 諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2020年9月11日現在）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名
54	事故後輸入規制を措置	規制措置を完全撤廃した国・地域 35	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ
	19	輸入規制を継続して措置	一部の都県等を対象に輸入停止 6
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 12	EU及び英国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）、エジプト
		自国での検査強化 1	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

◇ 最近の規制措置完全撤廃の例 ◇ 最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2018年7月	ニューカレドニア	2019年7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
8月	ブラジル	10月	マカオ	輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
12月	オマーン			
2019年3月	バーレーン	11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
6月	コンゴ民主共和国	2020年1月	シンガポール	輸入停止（福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
10月	ブルネイ	"	米国	輸入停止（岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ）→解除
2020年1月	フィリピン	1～2月	インドネシア	放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、えさ）→不要に 放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の加工食品）→不要に 放射性物質検査報告書（7県産（宮城等）以外の農産物）→不要に
9月	モロッコ			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。